

太田市長が保有する情報の提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市情報公開条例（平成17年太田市条例第9号。以下「公開条例」という。）第15条の規定に基づき、情報提供施策の充実を図るため、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 公開条例第2条第2号に規定する公文書に記録されている情報をいう。
- (2) 情報提供 市民等からの請求に応じ、情報又は当該情報に必要な加工をしたものを作成し、又は写しの交付を行うことをいう。

(情報提供の基準)

第3条 次に掲げる情報については、公開条例の規定による開示請求によることなく情報提供をするよう努めるものとする。

- (1) 公表した行政資料等に記載されている情報
- (2) 法令、条例、規則、規程、要綱等（以下「法令等」という。）に基づき公表した情報
- (3) 慣行として公表している情報で、今後も公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
- (4) 開示請求に基づき既に開示をした情報及びこれと同種の情報で、今後も開示をしないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公開条例第6条各号に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当しないことが明らかであると認められる情報

(情報提供をするときの配慮)

第4条 情報提供に当たっては、正確性の確保を図るとともに、市民等に分かりやすい説明を心がけるほか、必要に応じて、当該情報提供に係る情報の適正な使用を求めるものとする。

2 情報提供に係る情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報の部分を容易に分離できるときは、当該部分を除いて情報提供をするものとする。

(情報提供の費用)

第5条 情報提供に係る書面等の作成及び送付に要する費用は、市民等の負担とし、その取扱いについては、太田市情報公開条例施行規則（平成17年太田市規則第16号）第6条に定めるところによる。ただし、当該情報提供に係る情報の使用について公益性が高いと認められる場合は、この限りでない。

(情報提供に係る事務処理)

第6条 情報提供を行う者は、情報提供に当たっては、必要に応じて起案、報告等の事務処理を行うものとする。

(他の制度との調整)

第7条 情報提供の事務の取扱いについて、法令等に特別の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。